## 議第44号

高山市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

高山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

# 高山市条例第34号

高山市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

高山市長 國 島 芳 明

高山市税条例等の一部を改正する条例

(高山市税条例の一部改正)

第1条 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 īF. 前 改 TF. 後

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生 じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第 28条第1項の規定による申告書(その提出 期限後において市民税の納税通知書が送達さ れる時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第29条第1項の確定申告書を 含む。) に特定配当等に係る所得の明細に関 する事項その他法規則に定める事項の記載が あるとき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。)は、当該特定配当等 に係る所得の金額については、適用しない。

- (略) 5
- 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の第28条第1項の規定による申告

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 • 3 (略)

- じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特 定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書 をいう。以下この項において同じ。) に特定 配当等に係る所得の明細に関する事項その他 法規則に定める事項の記載があるとき(特定 配当等申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるとき を含む。) は、当該特定配当等に係る所得の 金額については、適用しない。ただし、第1 号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書 がいずれも提出された場合におけるこれらの 申告書に記載された事項その他の事情を勘案 して、この項の規定を適用しないことが適当 であると市長が認めるときは、この限りでな V,
- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が 提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書

書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む</u>。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第37条の2 所得割の納税義務者が、<u>第34</u> 条第4項の申告書に記載した特定配当等に係 る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当 等の額について法第2章第1節第5款の規定 により配当割額を課された場合又は<u>同条第6</u> 項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金 額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特 定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1</u> <u>節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を 課された場合には、当該配当割額又は当該株 式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金 額を、第35条及び前3条の規定を適用した (市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が 提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第37条の2 所得割の納税義務者が、<u>第34</u> 条第4項に規定する特定配当等申告書に記載 した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章 第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等 護渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額 場合の所得割の額から控除する。

2 • 3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 人は、法第321条の8第1項、第2項、第 4項、第19項、第22項及び第23項の規 定による申告書を、同条第1項、第2項、第 4項、第19項及び第23項の申告納付にあ つてはそれぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第22項の申告納付にあつては遅 滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税 金又は同条第1項後段及び第3項の規定によ つて提出があつたものとみなされる申告書に 係る税金を法規則第22号の4様式による納 付書によつて納付しなければならない。
- しくは事業所を有する法人又は外国法人が、 外国の法人税等が課された場合においては、 法第321条の8第24項及び令第48条の 13に規定するところにより、控除すべき額 を前項の規定により申告納付すべき法人税割 額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告 3 法第321条の8第22項に規定する申告 書(同条第21項の規定による申告書を含 む。以下本項において同じ。) に係る税金を 納付する場合においては、当該税額に当該税 金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第 19項の納期限(納期限の延長があつたとき は、その延長された納期限とする。) の翌日 から納付の日までの期間の日数に応じ、年1 4. 6パーセント(申告書を提出した日(同 条第23項の規定の適用がある場合において

を、第35条及び前3条の規定を適用した場 合の所得割の額から控除する。

2 • 3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第53条 市民税を申告納付する義務がある法 第53条 市民税を申告納付する義務がある法 人は、法第321条の8第1項、第2項、第 4項、第19項、第22項及び第23項の規 定による申告書を、同条第1項、第2項、第 4項、第19項及び第23項の申告納付にあ つてはそれぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第22項の申告納付にあつては遅 滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税 金又は同条第1項後段及び第3項の規定によ り提出があつたものとみなされる申告書に係 る税金を法規則第22号の4様式による納付 書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若 しくは事業所を有する法人又は外国法人が、 外国の法人税等が課された場合には、法第3 21条の8第24項及び令第48条の13に 規定するところにより、控除すべき額を前項 の規定により申告納付すべき法人税割額から 控除する。
  - 書(同条第21項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。) に係る税金 を納付する場合には、当該税額に当該税金に 係る同条第1項、第2項、第4項又は第19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、 その延長された納期限とする。第5項第1号 において同じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント (申告書を提出した日(同条第23項の規定

、当該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又はその 期間の末日の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセント)の 割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して法規則第22号の4様式による 納付書によつて納付しなければならない。

### (略) 4

第22項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。)の提出があつ たとき(当該修正申告書に係る市民税につい て同条第1項、第2項、第4項又は第19項 に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、か つ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」とい う。)があつた後に、当該修正申告書が提出 されたときに限る。) は、当該修正申告書の 提出により納付すべき税額(当該当初申告書 に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 む。) に達するまでの部分に相当する税額に 限る。) については、次に掲げる期間(詐偽 その他不正の行為により市民税を免れた法人 が法第321条の11第1項又は第3項の規 定による更正があるべきことを予知して提出 した修正申告書に係る市民税又は令第48条 の16の2第3項に規定する市民税にあつて は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金 の計算の基礎となる期間から控除する。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

の適用がある場合において、当該申告書がそ の提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日 から1月を経過する日までの期間については 、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して法規 則第22号の4様式による納付書により納付 しなければならない。

### (略)

第3項の場合において、法第321条の8┃5 第3項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。) の提出があつ たとき(当該修正申告書に係る市民税につい て同条第1項、第2項、第4項又は第19項 に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、か つ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」とい う。) があつた後に、当該修正申告書が提出 されたときに限る。) は、当該修正申告書の 提出により納付すべき税額(当該当初申告書 に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 む。) に達するまでの部分に相当する税額に 限る。) については、前項の規定にかかわら ず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人が法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正があ るべきことを予知して提出した修正申告書に 係る市民税又は令第48条の16の2第3項 に規定する市民税にあつては、第1号に掲げ る期間に限る。) を延滞金の計算の基礎とな る期間から控除する。

## (1) • (2) (略)

- 6第1項の規定によつて法人税に係る申告書 を提出する義務がある法人で同法第75条の 2第1項(同法第144条の8において準用 する場合を含む。以下本項及び第58条第1 項において同じ。) の規定の適用を受けてい るものについて、同法第75条の2第7項 (同法第144条の8において準用する場合 を含む。以下本項において同じ。) の規定の 適用がある場合には、同法第75条の2第7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人 税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及 びこれと併せて納付すべき均等割額について は、当該法人税額について同条第1項の規定 の適用がないものとみなして、第18条の2 の規定を適用することができる。
- つて法人税に係る申告書を提出する義務があ る法人で同法第81条の24第1項の規定の 適用を受けているものが、同条第4項の規定 の適用を受ける場合には、当該法人及び当該 法人との間に連結完全支配関係(同法第2条 第12号の7の7に規定する連結完全支配関 係をいう。第55条第3項及び第58条第2 項において同じ。) がある連結子法人(同法 第2条第12号の7に規定する連結子法人を いう。第55条第3項及び第58条第2項に おいて同じ。) (連結申告法人(同法第2条 第16号に規定する連結申告法人をいう。第 58条第2項において同じ。)に限る。)に ついては、同法第81条の24第4項の規定 の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結法
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の 6 法人税法第74条第1項又は第144条の 6第1項の規定により法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人で同法第75条の2 第1項(同法第144条の8において準用す る場合を含む。以下この項及び第58条第1 項において同じ。) の規定の適用を受けてい るものについて、同法第75条の2第9項 (同法第144条の8において準用する場合 を含む。以下この項において同じ。)の規定 の適用がある場合には、同法第75条の2第 9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法 人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法 人税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割額につい ては、当該法人税額について同条第1項の規 定の適用がないものとみなして、第18条の 2の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によ 7 法人税法第81条の22第1項の規定によ り法人税に係る申告書を提出する義務がある 法人で同法第81条の24第1項の規定の適 用を受けているものが、同条第4項の規定の 適用を受ける場合には、当該法人及び当該法 人との間に連結完全支配関係(同法第2条第 12号の7の7に規定する連結完全支配関係 をいう。第55条第3項及び第58条第2項 において同じ。) がある連結子法人(同法第 2条第12号の7に規定する連結子法人をい う。第55条第3項及び第58条第2項にお いて同じ。)(連結申告法人(同法第2条第 16号に規定する連結申告法人をいう。第5 8条第2項において同じ。)に限る。)につ いては、同法第81条の24第4項の規定の 適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結法

人税額をいう。以下この項及び第58条第2 項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に 限る。第58条第2項において同じ。)に限 り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税 額を課税標準として算定した法人税割額及び これと併せて納付すべき均等割額については 、当該連結法人税額について法人税法第81 条の24第1項の規定の適用がないものとみ なして、第18条の2の規定を適用すること ができる。

(法人の市民税額の不足税額及びその延滞金 の徴収)

## 第55条 (略)

2 前項の不足税額を徴収する場合においては 2 前項の不足税額を徴収する場合においては 、その不足税額に法第321条の8第1項、 第2項、第4項又は第19項の納期限(同条 第23項の申告納付に係る法人税割に係る不 足税額がある場合には、同条第1項、第2項 又は第4項の納期限とし、第18条の2の規 定による納期限の延長があつた場合には、そ の延長された納期限とする。) の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、年14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当 該納期限の翌日から1月を経過する日までの 期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して徴収する。

#### (略) 3

第22項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。) の提出があつ

人税額をいう。以下この項及び第58条第2 項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に 限る。第58条第2項において同じ。) に限 り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税 額を課税標準として算定した法人税割額及び これと併せて納付すべき均等割額については 、当該連結法人税額について法人税法第81 条の24第1項の規定の適用がないものとみ なして、第18条の2の規定を適用すること ができる。

(法人の市民税額の不足税額及びその延滞金 の徴収)

## 第55条 (略)

- 、その不足税額に法第321条の8第1項、 第2項、第4項又は第19項の納期限(同条 第23項の申告納付に係る法人税割に係る不 足税額がある場合には、同条第1項、第2項 又は第4項の納期限とし、第18条の2の規 定による納期限の延長があつた場合には、そ の延長された納期限とする。第4項第1号に おいて同じ。) の翌日から納付の日までの期 間の日数に応じ、年14.6パーセント(前 項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間については 、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して徴収 する。
- (略)
- 4 第2項の場合において、法第321条の8 4 第2項の場合において、納付すべき税額を 増加させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「増額更正」という。)

たとき(当該修正申告書に係る市民税につい) て同条第1項、第2項、第4項又は第19項 に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、か つ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」とい う。)があつた後に、当該修正申告書が提出 されたときに限る。)は、当該修正申告書の 提出により納付すべき税額(当該当初申告書 に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 む。) に達するまでの部分に相当する税額に 限る。)については、次に掲げる期間(詐偽 その他不正の行為により市民税を免れた法人 が提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48条の15の5第3項に規定する市民税に あつては、第1号に掲げる期間に限る。)を 延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額 更正が、更正の請求に基づくもの(法人税 に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更 正の請求に基づくものに限る。)によるも のである場合には、当該減額更正の通知を した日の翌日から起算して1年を経過する 日)の翌日から当該修正申告書に係る更正 の通知をした日までの期間

があつたとき(当該増額更正に係る市民税に ついて法第321条の8第1項、第2項、第 4項又は第19項に規定する申告書(以下こ の項において「当初申告書」という。) が提 出されており、かつ、当該当初申告書の提出 により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。) があつた後に、当該 増額更正あつたときに限る。)は、当該増額 更正により納付すべき税額(当該当初申告書 に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 む。) に達するまでの部分に相当する税額に 限る。) については、前項の規定にかかわら ず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人についてされた当 該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48条の15の5第4項に規定する市民税に あつては、第1号に掲げる期間に限る。)を 延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額 更正が、更正の請求に基づくもの(法人税 に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更 正の請求に基づくものに限る。)によるも のである場合には、当該減額更正の通知を した日の翌日から起算して1年を経過する 日)の翌日から当該増額更正の通知をした 日(法人税に係る修正申告書を提出し、又 は法人税に係る更正若しくは決定がされた ことによる更正に係るものにあつては、当 該修正申告書を提出した日又は国の税務官 署が更正若しくは決定の通知をした日)ま

(法規則第15条の3第2項の規定による補 正の方法の申出)

- 第64条の2の2 法規則第15条の3第2項 第64条の2の2 法規則第15条の3第3項 の規定による補正の方法の申出は、当該家屋 に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日 までに次の各号に掲げる事項を記載した申出 書を市長に提出して行なわなければならな 1
  - (1) (2) (略)
  - (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属 する共用部分に係る建物の区分所有等に関 する法律第14条第1項から第3項までの 規定による割合
  - (4) (略)
- 2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定 による固定資産税額のあん分の申出)

- 第64条の3 法第352条の2第5項の規定 第64条の3 法第352条の2第5項の規定 による同条第1項第1号に掲げる要件に該当 する同項に規定する共用土地で同項第2号に 掲げる要件に該当しないものに係る固定資産 税額のあん分の申出は、同項に規定する共用 土地納税義務者の代表者が毎年1月31日ま でに次の各号に掲げる事項を記載した申出書 を市長に提出して行わなければならない。
  - $(1)\sim(4)$  (略)
  - (5) 法第352条の2第1項の規定によりあ ん分する場合に用いられる割合に準じて定 めた割合及び当該割合の算定方法

## での期間

(法規則第15条の3第3項並びに第15条 の3の2第4項及び第5項の規定による補正 の方法の申出)

- 並びに第15条の3の2第4項及び第5項の 規定による補正の方法の申出は、当該家屋に 係る区分所有者の代表者が毎年1月31日ま でに次の各号に掲げる事項を記載した申出書 を市長に提出して行なわなければならない。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関 する法律第14条第1項から第3項までの 規定による割合
  - (4)(略)
- (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定 による固定資産税額の按分の申出)

- による同条第1項第1号に掲げる要件に該当 する同項に規定する共用土地で同項第2号に 掲げる要件に該当しないものに係る固定資産 税額の按分の申出は、同項に規定する共用土 地納税義務者の代表者が毎年1月31日まで に次の各号に掲げる事項を記載した申出書を 市長に提出して行わなければならない。
- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 法第352条の2第1項の規定により按 分する場合に用いられる割合に準じて定め た割合及び当該割合の算定方法

- 災共用土地(以下本項及び次項において「特 定被災共用土地」という。) に係る固定資産 税額のあん分の申出は、同条第6項に規定す る特定被災共用土地納税義務者(第5号及び 第4項において「特定被災共用土地納税義務 者」という。)の代表者が法第349条の3 の3第1項に規定する被災年度(第3号及び 第82条の3において「被災年度」という。 ) の翌年度又は翌々年度(法第349条の3 の3第1項に規定する避難の指示等(第82 条の3において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3 の3第1項に規定する避難等解除日(以下本 項及び第82条の3において「避難等解除日 」という。)の属する年が法第349条の3 の3第1項に規定する被災年(第82条の3 において「被災年」という。) の翌年以後の 年であるときは、当該被災年度の翌年度から 避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各 年度)の初日の属する年の1月31日までに 次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出 書を市長に提出して行わなければならない。
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被2 法第352条の2第6項に規定する特定被 災共用土地(以下本項及び次項において「特 定被災共用土地」という。) に係る固定資産 税額の按分の申出は、同条第6項に規定する 特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第 4項において「特定被災共用土地納税義務者 」という。)の代表者が法第349条の3の 3第1項に規定する被災年度(第3号及び第 82条の3において「被災年度」という。) の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の 3第1項に規定する避難の指示等(第82条 の3において「避難の指示等」という。)が 行われた場合において、法第349条の3の 3第1項に規定する避難等解除日(以下本項 及び第82条の3において「避難等解除日」 という。)の属する年が法第349条の3の 3第1項に規定する被災年(第82条の3に おいて「被災年」という。)の翌年以後の年 であるときは、当該被災年度の翌年度から避 難等解除日の属する年の1月1日から起算し て3年を経過する日を賦課期日とする年度ま での各年度とし、法第349条の3の3第1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第8 2条の3において「被災市街地復興推進地域 」という。)が定められた場合(避難の指示 等が行われた場合において、避難等解除日の 属する年が被災年の翌年以後の年であるとき を除く。第82条の3において同じ。)には 当該被災年度の翌年度から被災年の1月1 日から起算して4年を経過する日を賦課期日 とする年度までの各年度とする。) の初日の 属する年の1月31日までに次の各号に掲げ る事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実 を証する書類を添付した申出書を市長に提出

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) 法第352条の2第3項の規定によりあ ん分する場合に用いられる割合に準じて定し めた割合及び当該割合の算定方法
- 被災共用土地とみなされた法第349条の3 の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固 定資産税額のあん分の申出については、前項 中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の 規定により読み替えて適用される同条第6項 」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあ るのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特 定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定 する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土 地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換」 地等に対応する従前の土地である特定被災共 用土地に」として、前項の規定を適用する。

(略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

 $2 \sim 5$  (略)

349条の5の規定の適用を受ける固定資産 に対して課する固定資産税の課税標準は、前 5項の規定にかかわらず、それぞれ当該各条 に定める額とする。

7 · 8 (略) して行わなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) 法第352条の2第3項の規定により按 分する場合に用いられる割合に準じて定め た割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定 3 法第352条の2第7項の規定により特定 被災共用土地とみなされた法第349条の3 の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固 定資産税額の按分の申出については、前項中 「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規 定により読み替えて適用される同条第6項 と、「特定被災共用土地納税義務者」とある のは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定 被災共用土地の」とあるのは「次項に規定す る特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地 に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地 等に対応する従前の土地である特定被災共用 土地に」として、前項の規定を適用する。

(略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

 $2 \sim 5$  (略)

6 法第349条の3、第349条の4又は第6 法第349条の3又は第349条の3の4 から第349条の5までの規定の適用を受け る固定資産に対して課する固定資産税の課税 標準は、前各項の規定にかかわらず、それぞ れ当該各条に定める額とする。

7 • 8 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定め る割合)

第67条の2 法第349条の3第28項に規 定する市町村の条例で定める割合は3分の1

とする。

- 2 法第349条の3第29項に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第82条の3 法第349条の3の3第1項 第82条の3 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条 第3項(同条第4項において準用する場合を 含む。) の規定により読み替えて適用される 場合を含む。第5号及び次項において同じ。 ) の規定の適用を受けようとする者は、被災 年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が 行われた場合において、避難等解除日の属す る年が被災年の翌年以後の年であるときは、 当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属 する年の1月1日以後3年を経過する日を賦 課期日とする年度までの各年度) の初日の属 する年の1月31日までに次に掲げる事項を 記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する 書類を添付した申告書を市長に提出しなけれ ばならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用 を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は 翌々年度分(避難の指示等が行われた場合に おいて、避難等解除日の属する年が被災年の 翌年以後の年であるときは、当該被災年度の 翌年度から避難等解除日の属する年の1月1

(被災住宅用地の申告)

(同条第2項において準用する場合及び同条 第3項(同条第4項において準用する場合を 含む。) の規定により読み替えて適用される 場合を含む。第5号及び次項において同じ。 ) の規定の適用を受けようとする者は、被災 年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が 行われた場合において、避難等解除日の属す る年が被災年の翌年以後の年であるときは、 当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属 する年の1月1日から起算して3年を経過す る日を賦課期日とする年度までの各年度とし 、被災市街地復興推進地域が定められた場合 には、当該被災年度の翌年度から被災年の1 月1日から起算して4年を経過する日を賦課 期日とする年度までの各年度とする。) の初 日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を 証する書類を添付した申告書を市長に提出し なければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は 翌々年度分(避難の指示等が行われた場合に おいて、避難等解除日の属する年が被災年の 翌年以後の年であるときは、当該被災年度の 翌年度から避難等解除日の属する年の1月1

日以後3年を経過する日を賦課期日とする年 度までの各年度分)の固定資産税については 、前条の規定は、適用しない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税 の課税の特例)

各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6 条第4項に規定する場合において第28条第 1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたもの及びその時までに提出さ れた第29条第1項の確定申告書を含む。次 項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租 税特別措置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。)は、当該 事業所得に係る市民税の所得割の額を免除す る。

2 • 3 (略)

> (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税 の課税の特例)

第10条の2 (略)

の4第2項に規定する特定上場株式等の配当

日から起算して3年を経過する日を賦課期日 とする年度までの各年度分とし、被災市街地 復興推進地域が定められた場合には、当該被 災年度の翌年度から被災年の1月1日から起 算して4年を経過する日を賦課期日とする年 度までの各年度とする。) の固定資産税につ いては、前条の規定は、適用しない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税 の課税の特例)

第9条 昭和57年度から平成30年度までの|第9条 昭和57年度から平成33年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6 条第4項に規定する場合において第28条第 1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたもの及びその時までに提出さ れた第29条第1項の確定申告書を含む。次 項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租 税特別措置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。) は、当該 事業所得に係る市民税の所得割の額を免除す る。

> 2 · 3 (略)

> > (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税 の課税の特例)

第10条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条 の4第2項に規定する特定上場株式等の配当

等(以下本項において「特定上場株式等の配 当等」という。) に係る配当所得に係る部分 は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定 上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の 翌年の4月1日の属する年度分の市民税につ いて特定上場株式等の配当等に係る配当所得 につき前項の規定の適用を受けようとする旨 の記載のある第34条第4項に規定する申告 書を提出した場合に限り適用するものとし、 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払 を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る 配当所得について第34条第1項及び第2項 並びに第35条の規定の適用を受けた場合に は、当該納税義務者が前年中に支払を受ける べき他の特定上場株式等の配当等に係る配当 所得について、前項の規定は、適用しない。

(略) 3

> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税 の特例)

第11条の2 昭和63年度から平成29年度|第11条の2 昭和63年度から平成32年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等 (租税特別)

等(以下本項において「特定上場株式等の配 当等」という。) に係る配当所得に係る部分 は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定 上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の 翌年の4月1日の属する年度分の市民税につ いて特定上場株式等の配当等に係る配当所得 につき前項の規定の適用を受けようとする旨 の記載のある第34条第4項に規定する特定 配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場 合を除く。) に限り適用するものとし、市民 税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受 けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当 所得について同条第1項及び第2項並びに第 35条の規定の適用を受けた場合には、当該 納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の 特定上場株式等の配当等に係る配当所得につ いて、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第34条第4項ただし書の規定の適用が ある場合
- (2) 第34条第4項第1号に掲げる申告書及 び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提 出された場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案して、前 項の規定を適用しないことが適当であると 市長が認めるとき。

(略) 3

> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税 の特例)

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別 措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下本条</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡 をした場合において、当該譲渡が確定優良住 宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条 の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定 地のための譲渡をいう。以下本項において同 じ。) に該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準 用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第9項の規定に該当すること となる場合においては、当該譲渡は確定優良 住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたも のとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る)

措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ、</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡 をした場合において、当該譲渡が確定優良住 宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条 の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定 地のための譲渡をいう。以下本項において同 じ。) に該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準 用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第10項の規定に該当するこ ととなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地 等予定地のための譲渡ではなかつたものとみ なす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る

個人の市民税の課税の特例)

第12条の4 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の第28条第1項の規定による申告書 (その提出期限までに提出されたもの及びそ の提出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたものに限り、 その時までに提出された第29条第1項に規 定する確定申告書を含む。)に前項後段の規 定の適用を受けようとする旨の記載があると き(これらの申告書にその記載がないことに ついてやむを得ない理由があると市長が認め るときを含む。) に限り、適用する。

(略) 5

> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人市民税の課税の特例)

第12条の5 (略)

2 • 3 (略)

所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の第28条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知) 書が送達される時までに提出されたもの及び

個人の市民税の課税の特例)

第12条の4 (略)

2 · 3 (略)

- 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税 通知書が送達される時までに提出された次に 掲げる申告書をいう。以下この項において同 じ。) に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるとき(特例適用配当等申 告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めるときを含む。 ) に限り、適用する。ただし、第1号に掲げ る申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれ も提出された場合におけるこれらの申告書に 記載された事項その他の事情を勘案して、同 項後段の規定を適用しないことが適当である と市長が認めるときは、この限りでない。
  - (1) 第28条第1項の規定による申告書
  - (2) 第29条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が 提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人市民税の課税の特例)

第12条の5 (略)

2 • 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税 通知書が送達される時までに提出された次に 掲げる申告書をいう。以下この項において同 その時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 (略)
- 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段の規 定の適用がある場合を除く。)における第3 7条の2の規定の適用については、同条第1 項中「又は同条第6項」とあるのは「若しく は付則第12条の5第3項前段に規定する条 約適用配当等(以下「条約適用配当等」とい う。) に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の第28条第1項の規定に よる申告書(その提出期限後において市民税 の納税通知書が送達される時までに提出され たもの及びその時までに提出された第29条 第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規 定の適用を受けようとする旨及び当該条約適 用配当等に係る所得の明細に関する事項の記 載がある場合(これらの申告書にこれらの記 載がないことについてやむを得ない理由があ ると市長が認めるときを含む。) であつて、

- じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が 提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段の規 定の適用がある場合を除く。) における第3 7条の2の規定の適用については、同条第1 項中「又は同条第6項」とあるのは「若しく は付則第12条の5第3項前段に規定する条 約適用配当等(以下「条約適用配当等」とい う。) に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の同条第4項に規定する条 約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を 受けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある場 合(条約適用配当等申告書にこれらの記載が ないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。) であつて、当該 条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基 礎となった条約適用配当等の額について租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び

当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった条約適用配当等の額について 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第1項の規 定及び法第2章第1節第5款の規定により配 当割額を課されたとき又は第34条第6項 と、同条第3項中「法第37条の4」とある のは「租税条約等実施特例法第3条の2の2 第9項の規定により読み替えて適用される法 第37条の4」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第15条の3 (略)

 $2\sim4$ (略)

- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 村の条例で定める割合は4分の3とする。

地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例法 」という。)第3条の2の2第1項の規定及 び法第2章第1節第5款の規定により配当割 額を課されたとき又は第34条第6項」と、 同条第3項中「法第37条の4」とあるのは 「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9 項の規定により読み替えて適用される法第3 7条の4」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第15条の3 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定す 5 法附則第15条第32項第1号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定す 6 法附則第15条第32項第1号ロに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定す 7 法附則第15条第32項第2号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定す 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定す|9 法附則第15条第32項第2号ハに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第40項に規定する市町 10 法附則第15条第44項に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の1とする。

### 1 1 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

### 第15条の4 (略)

宅について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、当該年度の初日の属する年の1 月31日までに次に掲げる事項を記載した申 告書に法規則附則第7条第2項に規定する書 類を添付して市長に提出しなければならな 11

 $(1)\sim(4)$  (略)

### 3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につ 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につ いて、同項の規定の適用を受けようとする者 は、当該年度の初日の属する年の1月31日 までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢 者の居住の安定確保に関する法律(平成13 年法律第26号) 第7条第1項の登録を受け た旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に 要する費用について令附則第12条第21項 第2号に規定する補助を受けている旨を証す る書類を添付した申告書を市長に提出しなけ ればならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- 、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載した申告書を市長に 提出しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに令附則第12条第22項の規

### 1 1 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

#### 第15条の4 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住 宅について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、当該年度の初日の属する年の1 月31日までに次に掲げる事項を記載した申 告書に法規則附則第7条第3項に規定する書 類を添付して市長に提出しなければならな V10

 $(1)\sim(4)$  (略)

3 (略)

いて、同項の規定の適用を受けようとする者 は、当該年度の初日の属する年の1月31日 までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢 者の居住の安定確保に関する法律(平成13 年法律第26号) 第7条第1項の登録を受け た旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に 要する費用について令附則第12条第21項 第1号口に規定する補助を受けている旨を証 する書類を添付した申告書を市長に提出しな ければならない。

### $(1)\sim(3)$ (略)

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について 5 法附則第15条の8第5項の家屋について 、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載した申告書を市長に 提出しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに令附則第12条第24項にお

定により読み替えて適用される同条第17 項に規定する従前の権利に対応する部分の 床面積

(3) (略)

住宅について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に 要した費用を証する書類及び当該耐震改修後 の家屋が令附則第12条第24項に規定する 基準を満たすことを証する書類を添付して市 長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修 専有部分について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、同条第4項に規定する居 住安全改修工事が完了した日から3月以内に 、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則 附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該 当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令 附則第12条第29項に規定する補助金等 、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改 修費
- (7) (略)
- 修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専

いて準用する同条第17項に規定する従前 の権利に対応する部分の床面積

(3)(略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合 住宅について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に 要した費用を証する書類及び当該耐震改修後 の家屋が令附則第12条第26項に規定する 基準を満たすことを証する書類を添付して市 長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住 改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修 専有部分について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、同条第4項に規定する居 住安全改修工事が完了した日から3月以内に 、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則 附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該 当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令 附則第12条第31項に規定する補助金等 、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改 修費
- (7) (略)
- 修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則 附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則 附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 附則第12条第38項 に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する 特定耐震基準適合住宅について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該特定耐震 基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申 告書に法規則附則第7条第11項各号に規定 する書類を添付して市長に提出しなければな らない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番 号を有しない者にあつては、住所及び氏名 又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 耐震改修が完了した年月日
  - (5) 耐震改修に要した費用
  - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定す る特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に 規定する特定熱損失防止改修住宅専用部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとす

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準 合家屋について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る 耐震改修が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に法規則附則第 7条第11項に規定する補助に係る補助金確 定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に 関する法律(平成7年法律第123号)第7 条又は附則第3条第1項の規定による報告の
  - $(1)\sim(4)$  (略)

ならない。

(5) 法規則附則第7条第11項に規定する補

写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第1

2条第24項に規定する基準を満たすことを

証する書類を添付して市長に提出しなければ

- る者は、法附則第15条の9第9項に規定す る熱損失防止改修工事が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 法規則附則第7条第12項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番 号を有しない者にあつては、住所及び氏名 又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及 び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出する場合に は、3月以内に提出することができなかつ た理由
- 適合家屋について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に法規則附則 第7条第14項に規定する補助に係る補助金 確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進 に関する法律(平成7年法律第123号)第 7条又は附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12条第26項に規定する基準を満たすこと を証する書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。
- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 法規則附則第7条第14項に規定する補

助の算定の基礎となった当該耐震基準適合 家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(読替規定)

第20条 法附則第15条、第15条の2又は 第20条 法附則第15条から第15条の3の 第15条の3の規定の適用がある各年度分の 固定資産税に限り、第67条第6項中「又は 第349条の5」とあるのは「若しくは第3 49条の5又は法附則第15条、第15条の 2若しくは第15条の3」とする。

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第13項、 第17項から第24項まで、第26項、第2 8項、第32項、第42項若しくは第45項 、第15条の2第2項又は第15条の3の規 定の適用がある各年度分の都市計画税に限り 、第156条第2項中「又は第34項」とあ るのは「若しくは第34項又は法附則第15 条から第15条の3まで」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第29条 (略)

(略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃 機関の燃料として用いるものに限る。次項に おいて同じ。) に対する第95条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成28年4 月1日から平成29年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には、平成2

助の算定の基礎となった当該耐震基準適合 家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(読替規定)

2までの規定の適用がある各年度分の固定資 産税に限り、第67条第6項中「又は第34 9条の3の4から第349条の5まで」とあ るのは「若しくは第349条の3の4から第 349条の5まで又は法附則第15条から第 15条の3の2まで」とする。

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第13項、 第17項から第24項まで、第26項、第2 7項、第31項、第39項、第42項若しく は第44項、第15条の2第2項又は第15 条の3の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り、第156条第2項中「又は第3 4項」とあるのは「若しくは第34項又は法 附則第15条から第15条の3まで」とす る。

(軽自動車税の税率の特例)

第29条 (略)

(略)

掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃 機関の燃料として用いるものに限る。以下こ の条(第5項を除く。)において同じ。)に 対する第95条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成28年4月1日から平成2 9年3月31日までの間に初回車両番号指定 9年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 (略)

を受けた場合には、平成29年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 4 (略)
- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成29年4月1日から平成30年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該 軽自動車が平成30年4月1日から平成31 年3月31日までの間に初回車両登録番号指 定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成29年4月1日から平成30年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該 軽自動車が平成30年4月1日から平成31 年3月31日までの間に初回車両登録番号指 定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第95条 の規定の適用については、当該軽自動車が平

成29年4月1日から平成30年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該 軽自動車が平成30年4月1日から平成31 年3月31日までの間に初回車両登録番号指 定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

## (軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第29条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収 に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第3 0条の2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基づき 当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第96条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関す

 る規定(第100条及び第101条の規定を

 除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、 これに100分の10の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第 19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(付則第29 条の2第2項の適用がないものとした場合の 当該3輪以上の軽自動車の所有者についての 軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

第2条 高山市税条例等の一部を改正する条例(平成28年高山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 前								改 正 後							
(高山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)							(高山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)								
第2条 高山	山市税条例等の一部	羽を改正する条例(3	区成 2	26年高山	市条例第1号)の	一部を次のように改	第	第2条 高山	市税条例等の一部	『を改正する条例(平	成26年	丰高山	市条例第1号)の	一部を次のように改	
正する。								正する。							
改 正 前				改 正 後				改 正 前				改 正 後			
附則				附則				附則				附則			
(軽自動車税に関する経過措置)				(軽自動車税に関する経過措置)				(軽自動車税に関する経過措置)				(軽自動車税に関する経過措置)			
第3条•第4	1条 (略)		第3条・第4条 (略)			第	第3条・第4条 (略)				第3条・第4条 (略)				
第5条 平原	戈27年3月31月	日以前に初めて道路	第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路				第	   第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路				第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路			
運送車両沿	去第60条第1項征	後段の規定による車	運送車両法第60条第1項後段の規定による車					運送車両法第60条第1項後段の規定による車				運送車両法第60条第1項後段の規定による車			
両番号の打	旨定を受けた3輪り	以上の軽自動車に対	両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対					両番号の指	旨定を受けた 3 輪り	<b>人上の軽自動車に対</b>	両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対				
して課する	5軽自動車税に係る	る <u>新条例</u> 第95条及	して課する軽自動車税 <u>の種別割</u> に係る <u>高山市税</u>					して課する	軽自動車税に係る	新条例第95条及	して課する軽自動車税に係る新条例第95条及				
び <u>新条例</u> 作	対則第29条の規定	定の適用については	条例第95条及び付則第29条の規定の適用に			び新条例付則第29条の規定の適用については					び新条例付則第29条の規定の適用については				
、次の表の	の左欄に掲げる規定	を中同表の中欄に掲 しゅうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	ついては、次の表の左欄に掲げる <u>同条例の</u> 規定			、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲				、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲					
げる字句に	は、それぞれ同表の	D右欄に掲げる字句		中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の				げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句				げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句			
とする。			右欄に掲げる字句とする。				とする。			とする。					
新条例第	3, 900円	3, 100円		第95条	3, 900円	3, 100円		新条例第	3,900円	3, 100円	新条	例第	3,900円	3, 100円	
95条第	6,900円	5, 500円	4	第2号ア				9 5 条第	6,900円	5,500円	9 5	条第	6,900円	5,500円	
<u>2号ア</u>	10,800円	7,200円		<u>(1)</u>				2号ア	10,800円	7,200円	2号	ア	10,800円	7,200円	
	3,800円	3,000円		<u>第95条</u>	6, 900円	5, 500円			3,800円	3,000円			3,800円	3,000円	
	5,000円	<u>4,000円</u>		<u>第2号ア</u>	10,800円	7,200円			5,000円	4,000円			5,000円	4,000円	
				<u>(ウ) а</u>											
			-	<u>第95条</u>		3,000円									
				第2号ア	5,000円	4,000円									
				<u>(ウ) b</u>											
新条例付	<u>第95条</u>	高山市税条例等		<u>付則第2</u>	<u>第95条</u>	高山市税条例等			第95条	高山市税条例等	新条		第95条	高山市税条例等	
則第29		の一部を改正す		<u>9条第1</u> 元		の一部を改正す		則第29		の一部を改正す	則第			の一部を改正す	
<u>条第1項</u> <u>る条例(平成2</u>			<u>項</u>		る条例(平成2		条第1項		る条例(平成2	条第			る条例(平成2		
<u>の表以外</u> <u>6 年高山市条例</u> <u>(本 1 日 ) 以下</u>					6年高山市条例		の表以外の数の		6年高山市条例	の表			6年高山市条例		
<u>の部分</u> <u>第1号。以下こ</u>						<u>第1号。以下こ</u> の冬において		の部分		第1号。以下こ	の部	分		第1号。以下こ	
		の条において				<u>の条において</u> 「巫成2.6 年改				の条において				の条において	
		「平成26年改				「平成26年改				「平成26年改			1	「平成26年改	

			į.				Ī
		正条例」とい			正条例」とい		
		う。) 附則第5			<u>う。)附則第 5</u>		
		条の規定により			条の規定により		
		読み替えて適用			読み替えて適用		
		<u>される第95条</u>			<u>される第95条</u>		
新条例付	第95条第2号	平成26年改正	付則第2	第2号ア(イ)	平成26年改正	新条例付	第95条第
則第29	<u> </u>	条例附則第5条	9条第1		条例附則第5条	則第29	<u>ア</u>
<u>条第1項</u>		の規定により読	項の表第		の規定により読	条第1項	
の表第 9		み替えて適用さ	2 号ア		み替えて適用さ	の表 <u>第9</u>	
<u>5条第2</u>		れる第95条第	(イ)の項		<u>れる第95条第</u>	5条第2	
号アの項		<u>2号ア</u>			<u>2 号ア (イ)</u>	<u>号ア</u> の項	
	3, 900円	3, 100円		3, 900円	3, 100円		3, 900
	6, 900円	5, 500円	付則第2	第2号ア(ウ) a	平成26年改正		6, 900
	10,800円	7,200円	9条第1		条例附則第5条		10,80
	3,800円	3,000円	項の表第		の規定により読		3, 800
	5,000円	4,000円	<u>2</u> 号ア		み替えて適用さ		5, 000
			<u>(ウ) a の</u>		<u>れる第95条第</u>		
			<u>項</u>		<u>2号ア(ウ) a</u>		
				6, 900円	5, 500円		
				10,800円	7,200円		
			付則第2	第2号ア(ウ) b	平成26年改正		

9条第1 項の表第

2 号ア

<u>(ウ) b の</u>

3,800円

5,000円

<u>項</u>

条例附則第5条

の規定により読

み替えて適用さ

れる第95条第

<u>2 号ア(ウ) b</u>

3,000円

4,000円

		正条例」とい			正条例」とい
		う。)附則第5			う。)附則第5
		条の規定により			条の規定により
		読み替えて適用			読み替えて適用
		される第95条			される第95条
新条例付	第95条第2号	平成26年改正	新条例付	第2号ア	平成26年改正
則第29	<u>7</u>	条例附則第5条	則第29		条例附則第5条
条第1項		の規定により読	条第1項		の規定により読
の表 <u>第9</u>		み替えて適用さ	の表 <u>第2</u>		み替えて適用さ
5条第2		れる第95条第	<u>号ア</u> の項		れる第95条第
<u>号ア</u> の項		2号ア			2 号ア
	3,900円	3, 100円		3,900円	3, 100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高山市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第53条第3項及び第5項並びに第55条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月 1日以後に新条例第53条第3項又は第55条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税 に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお 従前の例による。
- 2 新条例第64条の3第2項及び第82条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。この項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下次項において「新法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第67条第6項及び付則第20条(新法第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第67条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条 第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度 以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお 従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを高山市税条例第96条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係にある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(高山市税条例第100条及び第101条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。 (都市計画税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税に適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。